

県民の求めに応じた情報提供に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号。以下「条例」という。）第23条の趣旨に鑑み、県政に関する情報を県民の求めに応じて迅速かつ簡易な手続により提供するために必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において「情報提供」とは、条例第3条第1項本文に規定する行政文書のうち、次の各号のいずれかに該当する行政文書その他の条例第5条各号に規定する非公開情報が含まれていないことが明らかな行政文書（容易な加工により条例第5条各号に規定する非公開情報の全てを除くことができる行政文書を含む。）を、条例第9条の規定による行政文書の公開請求（以下「公開請求」という。）の手続によることなく公開することをいう。

- (1) 情報提供より前の時点に行われた公開請求に対してその情報の全部を公開する決定が行われた行政文書であって、当該情報提供の時点においても、公開請求がなされればその情報の全部を公開する決定を行うことが明らかであるもの
- (2) 既に公表されている情報のみが含まれる行政文書

(情報提供の手続)

第3条 情報提供は、前条に規定する各行政文書（以下「情報提供文書」という。）を管理する事務担当室課所（以下「担当室課所」という。）が、情報提供を求める者（以下「申出者」という。）から当該情報提供を求める書面（以下「申出書」という。）の提出を受けた場合に行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づく情報提供の求め（以下「申出」という。）が情報提供文書の閲覧を求めるものである場合又は情報提供文書が次の各号のいずれかに該当する場合は、申出書の提出を要しない。

- (1) 広報又は普及啓発を目的に作成された行政文書
- (2) 法令、行政手続又は行政サービス等の一般的内容を説明するために必要な行政文書
- (3) その他第5条第1項本文の規定による行政文書の写し等の作成に要する費用の負担を要しないと担当室課所が認めた行政文書

3 担当室課所は、公開請求があった場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、情報提供を行うことができる。この場合において、申出者が当該公開請求に係る行政文書公開請求書に第2号の意思を表示したことをもって申出とみなし、この要綱の規定を適用する。

- (1) 当該公開請求を受けた実施機関（条例第3条第2項に規定するものをいう。）が、当該公開請求の対象である行政文書を情報提供文書と認めたこと
- (2) 当該公開請求を受けた実施機関が、当該公開請求をした者の当該公開請求を取り上げる意思及び当該公開請求に係る行政文書の申出の意思を確認したこと

(情報提供の実施)

第4条 情報提供の実施の方法は、条例第13条第2項に規定する方法と同一とする。

- 2 担当室課所が申出に係る情報提供文書の写し等を交付する場合、当該写し等の部数は、一の申出につき1部とする。

(費用負担)

第5条 担当室課所が申出に係る情報提供文書の写し等を交付する場合、当該写し等の作成に要する費用は申出者の負担とする。ただし、当該情報提供文書が第3条第2項に規定する情報提供文書である場合はこの限りでない。

- 2 担当室課所が申出に係る情報提供文書の写し等を交付する場合で、申出者が当該写し等の送付を求めたときは、当該送付の費用は申出者の負担とする。
- 3 前2項の規定より申出者が負担する費用の額及びその納付方法は、公開請求に準ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

参考様式

行政文書の写し等の交付申出書

年 月 日

殿

氏 名
電話番号
郵便番号
住 所
(郵便番号及び住所は、郵送希望の場合のみ記入
してください。)

県民の求めに応じた情報提供に関する要綱第3条第1項の規定に基づき、行政文書の
写し等の交付を受けたいので、次のとおり申し出ます。

行政文書 の 名 称	
写し等の交付方法	☐ 来庁による写し等の交付を希望する。 ☐ 写し等の郵送を希望する。
備 考	

- 注1 行政文書公開請求を希望される場合には、係の者までお申し出ください。
- 注2 行政文書の名称は、担当室課所と調整の上、記入してください。
- 注3 写し等の交付の希望日があれば、担当室課所と調整の上、備考欄に記入してください。
- 注4 写し等の作成、郵送に要する費用は、申出者の負担となります。

職員記載欄

担当室課所名
